令和３年４月１５日

保護者　様

千葉県立柏陵高等学校
校 長　代 﨑　晶 子

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について

麗春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御支援と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成２８年度から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となっております。本校では新年度のスタートにあたり、「合理的配慮提供の申出」の御案内をいたします。

つきましては、別紙（資料）「合理的配慮の提供について」を御参照いただき、学校に合理的配慮の提供を求める場合には、<きりとり>以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」に記入の上、学校（学級担任）へ御提出ください。

なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要か、実施可能か、過度の負担ではないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。

提供を求めない場合は、御提出の必要はございません。また、御不明の点がある場合は副校長、教頭までお問い合わせください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＜ きりとり ＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申出いたします。

年　　組　　生 徒 氏名

保護者氏名　　印

具 体 的 な 申 出 内 容

※ ４月２２日（木）までに担任へ御提出願います。